

京都大学	博士（法学）	氏名	王 佳敏
論文題目	中国の独立した請求のない第三者の訴訟参加とその再構築		
（論文内容の要旨） 中国の民事訴訟法59条2項は、前段で、訴訟の結果に法律上の利害関係を有する第三者が、独立した請求を定立せずに訴訟に参加する制度を定め、後段で、判決で民事責任を負う第三者は当事者としての訴訟上の権利義務を有すると定める。本論文は、このような「独立した請求のない第三者の訴訟参加」を対象に、日本法から示唆を得て中国の通説に対する批判的な考察を行い、独立した請求のない第三者（以下「請求のない第三者」という。）に係る規律の再構築の方向を提示したものである。 序章では、請求のない第三者をめぐる問題点を明らかにした上で、先行研究及び通説の見解を整理している。そこでは、59条2項に対し、当事者でなければ判決の名宛人となり得ないはずであるにもかかわらず、なぜ請求のない第三者は判決によって責任を負わされるのか、また、判決の内容によって第三者の訴訟上の地位が決まるのは論理的な整合性を欠き、その地位が不安定となるのではないかという問題が指摘される。通説によれば、①59条2項前段の第三者と後段のそれとは異質なものであるところ、②同項前段の第三者は補助型第三者であって日本の補助参加人の規律が参照されるべきであるのに対し、③同項後段での請求のない第三者に対する訴えは、その第三者が訴訟に参加する時点では起こる可能性があるものにとどまり、潜在的な訴え（「可能の訴え」）であって、第三者の性質は被告型第三者であり、判決によって責任を負う可能性があるものであるとされている。本論文は、通説の見解のうち①に賛成しつつ、その余に対して批判的な検討を加えている。 第一章では、請求のない第三者について、立法上の沿革、参加の要件、参加の手続、訴訟上の地位及び判決の効力等の各側面を、具体的な実務上の運用をも踏まえて考察している。また、第二章では、請求のない第三者の制度的背景の一つとして、中国の既判力理論及び判決の証明効について考察を加えている。中国では、判決主文の判断につき既判力が生じるのみならず、判決理由中の事実認定につき証明効が認められる。これらの考察の結果、請求のない第三者は自分が補助しようとする当事者を固定せず独立性が高いものだということ、及び証明効を認める中国の民訴法の下で、請求のない第三者が他人の訴訟の結果について有する利害関係は日本の補助参加人のそれより強いことを明らかにしている。これらのことから、本論文は、59条2項前段の第三者は日本の補助参加人よりも共同訴訟的補助参加人のほうに近似するものであるとする。そして、請求のない第三者に対する59条2項前段の規律にはそれほど弊害がなく、同項の問題はその後段にあるとして、問題の所在をより明確にする。 第三章では、まず、59条2項後段による訴えの併合と中国の共同訴訟理論のつながりを確認した上で、中国の特有の共同訴訟の分類をめぐる学説・実務の変遷を紹介している。この共同訴訟の分類理論を受けて、59条2項後段の場合について、通説が「潜在的な訴え」と「被告型第三者」との概念を主張するに至るとする。そして、本論文は、共同訴訟の分類に関する通説を批判するとともに、これらの両概念は問題の解決に資するところがないとする。 第四章では、実務上、59条2項後段が適用される場面での具体的な問題を指摘している。また、59条2項後段による併合にどのような規律を適用すべきかを検討するために、中国の共同訴訟の審理規律や弁論主義の議論状況等を取り上げる。検討の結果、59条2項後段によってもたらされる処分権主義違反の問題を解決しなければならないとの帰結になる。			

第五章では、59条2項と関連する日本の制度を考察したうえで、そこから得た示唆によって本論文の提案を詳細に展開する。第一節で日本の補助参加人及び共同訴訟的補助参加について考察を行った上で、そこからの示唆によって59条2項前段の第三者の再構築の提案を分析している。第二節では、日本の通常共同訴訟における補助参加と主観的追加的併合を検討し、その検討からの示唆を活用して59条2項後段の第三者を再構築する提案を展開している。

終章では、請求のない第三者の再構築の提案について次のようにまとめる。59条2項前段の第三者の規律は日本の共同訴訟的補助参加人のそれを参照すべきである。他方、59条2項後段の場合について、もし審理の結果、請求のない第三者が真の責任者であることになれば、法院（中国の裁判所）は当事者の一方が請求のない第三者に対して訴えを提起するかを確認すべきである。当事者の一方が拒絶する場合、法院は当事者間の訴訟に対してのみ判決をすればよいのみならず、その判決では請求のない第三者はその地位のままで済む。これに対して、当事者の一方が訴えを提起する時点より、第三者に対する訴えと本訴とを併合審理することになる。これに伴い、請求のない第三者の地位に変更をもたらす。本訴では請求のない第三者でありながら、第三者に対する訴えでは被告たる地位につく、と。

そして、残された課題を提示している。本論文では、判決効理論、共同訴訟理論および弁論主義などの論点に言及したが、請求のない第三者制度と関連する限度にとどまるので、それらについての更なる日中比較が今後の課題とされる。

(論文審査の結果の要旨)

中国の民事訴訟法59条2項は、前段で、訴訟の結果に法律上の利害関係を有する第三者が、独立した請求を定立せずに訴訟に参加する制度を定め、後段で、判決で民事責任を負う第三者は当事者としての訴訟上の権利義務を有すると定める。本論文は、このような「独立した請求のない第三者の訴訟参加」を対象に、日本法から示唆を得て中国の通説に対する批判的な考察を行い、独立した請求のない第三者に係る規律の再構築の方向を提示したものである。

本論文は、中国の通説が、同項後段での第三者は「被告型第三者」であり、その者に対して潜在的な訴えが提起されているにとどまるとしているのに対し、第三者に完全な被告としての地位を与えないのは通説が採る共同訴訟の類型論等に原因があり、それによって、第三者の地位が不安定となっているとする。そして、本論文は、判決効に関する分析をも踏まえて、関連性のある共同訴訟を必要的共同訴訟ではなく通常共同訴訟と位置付ける少数説に依拠しつつ、第三者に対して判決をするためには、その第三者に対する訴えが明示的に提起される必要があるとする。その根拠は、訴えなければ判決なしという処分権主義の要請である。そして、訴えによりその第三者は被告としての地位をも兼ねることになるとする。これらは、日本法を参照すると素直に導かれる考え方であるが、中国でなぜ潜在的な訴えという曖昧な考え方が採られているのかについて、判決効論や共同訴訟論に遡って原因を探り、その問題性を説くものであって、中国での民事訴訟法59条2項をめぐる議論に資するところが大きいと評価できる。

また、中国の民事訴訟法に関する邦語文献で多数当事者訴訟や判決効に関する近時の状況を詳しく示すものは少ないところ、これらの事項に関する中国の制度と議論状況を丁寧に分析して一定の方向性を示す本論文は、比較法的な意味で日本の学界や実務界にとっても有意義な論文となっている。

ただし、第三者に対する訴えが提起されることの意義としては、請求棄却判決がされ得ることも重要であるところ、本論文は、このことについての意識が十分でない。しかし、これは、請求認容判決の場合にのみ当事者の地位を有する旨の中国の条文の解釈としての限界であり、今後の立法論的な考察をも含む研究において期待すべき事項であるといえるので、本論文の上記のような価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和6年1月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。